○農林水産省令第十六号

漁業法（昭和二十四年法律第二百六十七号）第五十七条第一項第三号及び第六十五条第二項並びに水産資源保護法（昭和二十六年法律第三百十三号）第四条第二項の規定に基づき、指定漁業の許可及び取締り等に関する省令の一部を改正する省令を次のように定める。

平成三十一年三月十九日

農林水産大臣　吉川　貴盛

指定漁業の許可及び取締り等に関する省令の一部を改正する省令

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分（以下「傍線部分」という。）でこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線部分があるものは、これを当該傍線部分のように改め、改正後欄に掲げる規定の傍線部分でこれに対応する改正前欄に掲げる規定の傍線部分がないものは、これを削る。

改正後	改正前
（提出書類の経由機関） **第三条**　（略） 2　第三章及び第四章の規定により鯨体処理場に関し農林水産大臣に提出する書類は、当該鯨体処理場の所在地を管轄する都道府県知事を経由して提出しなければならない。 （船舶適格条件） **第六条**　船舶について法第五十七条第一項第三号の農林水産大臣の定める条件は、農林水産大臣が別に定めて告示する漁船の設備基準に適合する船舶であること及び次の各号に掲げる指定漁業ごとに当該各号に定めるものとする。 一・二　（略） （削る。） 三　母船式捕鯨業　母船が総トン数五千トン以上の船舶であつて鯨体処理設備を有するものであること。 四　（略） （船長等の乗組み禁止命令） **第二十条**　農林水産大臣は、指定漁業者につき、合理的に判断して漁業に関する法令の規定又はこれらの法令の規定に基づく処分に違反する事実があると認める場合において、漁業取締り上必要があるときは、当該指定漁業者の使用に係る船舶の船長、船長の職務を行う者、操業を指揮する者又は大型捕鯨業、小型捕鯨業若しくは母船式捕鯨業における砲手若しくは砲手の職務を行う者に対し、当該指定漁業に従事する船舶への乗組みを制限し、又は禁止することがある。 2・3　（略） （捕獲頭数の制限） **第三十四条**　農林水産大臣は、毎年、次に掲げる事項を勘案して、鯨種別及び水域別に、大型捕鯨業の許可を受けた者（以下「大型捕鯨業者」という。）が捕獲することができるひげ鯨（ミンク鯨を除く。以下この条において同じ。）及びまつこう鯨の年間の捕獲頭数の上限を定めるものとする。 一　ひげ鯨及びまつこう鯨の資源の状況 二　全ての大型捕鯨業者の操業状況 2　農林水産大臣は、当該年において全ての大型捕鯨業者が捕獲した鯨種別及び水域別のひげ鯨及びまつこう鯨の頭数が前項の規定により農林水産大臣が定めた捕獲頭数の上限に達したときは、直ちに、全ての大型捕鯨業者に対し、その旨並びに当該鯨種別及び水域別のひげ鯨及びまつこう鯨の捕獲を禁止する期間を通知するものとする。	（提出書類の経由機関） **第三条**　（略） 2　第四章の規定により鯨体処理場に関し農林水産大臣に提出する書類は、当該鯨体処理場の所在地を管轄する都道府県知事を経由して提出しなければならない。 （船舶適格条件） **第六条**　船舶について法第五十七条第一項第三号の農林水産大臣の定める条件は、農林水産大臣が別に定めて告示する漁船の設備基準に適合する船舶であること及び次の各号に掲げる指定漁業ごとに当該各号に定めるものとする。 一・二　（略） 三　大型捕鯨業　総トン数百トン以上の船舶であつて方向探知機を有するものであること。 四　母船式捕鯨業　母船にあつては総トン数一万トン以上の船舶であつて鯨体処理設備及び製油設備並びに方向探知機及びレーダーを有するものであり、独航船にあつては総トン数三百トン以上の船舶であつて方向探知機及びレーダーを有するものであること。 五　（略） （船長等の乗組み禁止命令） **第二十条**　農林水産大臣は、指定漁業者につき、合理的に判断して漁業に関する法令の規定又はこれらの法令の規定に基づく処分に違反する事実があると認める場合において、漁業取締り上必要があるときは、当該指定漁業者の使用に係る船舶の船長、船長の職務を行なう者、操業を指揮する者又は大型捕鯨業若しくは母船式捕鯨業における砲手若しくは砲手の職務を行なう者に対し、当該指定漁業に従事する船舶への乗組みを制限し、又は禁止することがある。 2・3　（略） （操業期間の制限） **第三十四条**　大型捕鯨業の許可を受けた者（以下「大型捕鯨業者」という。）は、次の各号に掲げる期間の範囲内において農林水産大臣が別に定めて告示する期間内でなければ、ひげ鯨又はまつこう鯨を捕獲してはならない。 一　ひげ鯨にあつては、毎年の継続する六月間 二　まつこう鯨にあつては、毎年四月一日から翌年三月三十一日までの継続する八月間 2　前項の告示は、その施行期日を定め、その期日の二週間前までに官報に掲載してする。ただし、政府間の取決めの実施のため緊急を要する場合には、この限りでない。